

取り組み状況資料

条 項：第10条 議員の責務

議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。

3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。

4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

取り組み：第1項

①一般質問における一問一答方式の実施

(H24～)、委員会における自由討議の実施

(H25～)

第3項

②議案に対する賛否の公開 (H26～)

第10条 議員の責務

○一般質問における一問一答方式の実施

→平成24年6月から、一般質問時に総括質問総括答弁方式と一問一答方式を選択できるようにした。

一問一答方式の場合、1回目は総括質問総括答弁方式と同様に、全ての項目について質問答弁を行い、2回目から項目ごとに再質問を行うことができる。質問回数は3回まで。

○委員会における自由討議の実施

→平成25年6月から実施。委員会において議案等を審査・調査する際に、課題などに対する共通理解を深めるため、委員同士が自由に討議を行い、合意形成が図られるように努めるもので、議案ごとに必要かどうか確認し、必要とされた場合に実施している。

